

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード普及促進事業商品券支給対象者台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	情報政策監情報政策課	
個人情報ファイルの利用目的	行政手続のデジタル化を推進するために不可欠である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する個人番号カード（「マイナンバーカード」という。）の普及促進を図る。	
記録項目	1氏名, 2住所, 3生年月日, 4性別, 5続柄, 6送付先, 7年齢, 8マイナンバーカード申請日, 9商品券支給番号, 10商品券支給区分, 11マイナンバーカード区分, 12商品券支給予定日, 13商品券支給日, 14世帯商品券支給額, 15個人商品券支給額	
記録範囲	三次市に住民登録のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳からの抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは, その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける		

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	